

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第6号**

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>教育長の勤務時間等に関する条例</u>（昭和40年香川県条例第1号）<u>第2項第3号</u>の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例</u>（昭和40年香川県条例第1号）<u>第6条第2項第3号</u>の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。